研究ノート

中間処遇について

—法制審議会・更生保護施設検討会を中心に—

相澤育郎

はじめに
1. 法制審議会における中間処遇に関する議論の概要
   (1) 部会開催の経緯と問題状況
   (2) 部会における中間処遇をめぐる議論
      ・2007年3月23日部会第5回会議
      ・2008年2月4日部会第12回会議
   (3) 小括
2. 更生保護施設検討会報告書概要
   (1) 検討会開催の経緯と更生保護施設をめぐる問題状況
   (2) 民間更生保護施設の現状と充実強化の方策
   (3) 自立更生促進センター設立の必要性と役割
   (4) 小括
3. 中間処遇の理念と実践
   (1) 中間処遇の理念
   (2) 中間処遇の実践
結びにかえて

はじめに

中間処遇という用語は、それ自体多様な処遇形態を含む多義的な概念である。一般的には、自由の制限を伴う刑事施設を「内」と捉え、そのような制限のない通常の社会を「外」とし、その「中間」にある処遇として、多くの場合観念される。具体的な制度としては、①開放処遇、②帰休制、③外部通勤制、④週末拘禁、⑤夜間拘禁、⑥休日拘禁、⑦半拘禁、⑧半自由、⑨プロベーション・ホーム、⑩プロベーション・ホステル、⑪ハーフウェイ・ハウス、⑫釈放前補導センター、⑬社会内処遇センター、⑭多目

的センター、⑮集団処遇センター、⑯アフターケア・ハウス等が挙げられ、さらにこれらは施設内処遇に基礎を置くもの（①②③④⑤⑥⑦⑧）と社会内処遇に基礎を置くもの（⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯）とに分類しうるとされる[1]。この分類に従えば、日本の刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、処遇法）における、外出及び外泊（第106条①）、外部通勤作業（第96条①）、また開放的施設における処遇（第88条①）等が前者の中間処遇として、民間の更生保護施設における生活再建をはじめとした各種処遇、また保護観察所において実施されている性犯罪者処遇プログラム等一連の処遇が後者の中間処遇として位置づけられるであろう。また日本で一般的に中間処遇と言えば、1979年より実施されている「長期刑仮出獄者中間処遇制度」を指す場合が多い[2]。

しかし、一方でこのような中間処遇の観念を固定化させる見解に対しての疑問も提起されている。すなわち、「中間処遇の意味するところは、自由刑における処遇の問題を重視する考え方、犯罪者の社会復帰への努力は施設内処遇を開始したその時にはじまるという処遇中心の発想に根ざすものでなければなら」ず、また「処遇中心の発想は、犯罪者の社会復帰を目的とする個別処遇を推進する筋途であるから、処遇の場が施設内であると社会内であるとその制度的形式に執着することを無意味とし、ただ、その時の必要に応じた処遇形態の流動化を要求する性質のものであると考えられる」こととなる[3]。この観点に立てば、中間処遇は施設内外を問わず、対象者の社会復帰を助ける為の手段として、その者の要請に応じた柔軟な処遇形態が要求されることとなる。

2006年9月に発足した法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会」において、日本における中間処遇制度の本格的な導入が検討課題とされ、さらに2008年の更生保護法の施行を受けて設けられた「更生保護施設検討会」（藤本哲也座長）では、従来日本における中間処遇的な施設として大きな役割を果たしていた更生保護施設の今後の在り方について包括的な検

討が行われた。本稿では、これら法制審議会、更生保護施設検討会において議論された中間処遇制度の構想と更生保護施設の今後の在り方を概観し、これらの問題点を指摘すると共に、望まれる中間処遇制度の素描と今後の課題を析出することを目的とする。

1. 法制審議会における中間処遇に関する議論の概要

まず、法制審議会部会における中間処遇に関する議論と、そこで構想される中間処遇制度がどのようなものであるのかという点に注目しながら、その流れを概観することにする。

(1) 部会開催の経緯と問題状況

2006年7月26日の法務大臣による諮問第77号「被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の可否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について御意見を承りたい」を受け、同日開催された法制審議会第149回会議において、同諮問についてはまず部会において審議するべき旨が決定された。そして同会議において、同諮問を審議するための部会として被収容人員適正化方策に関する部会（以下、部会）を設けることが決定され、2006年9月28日に第1回会議が開催された。

第1回部会会議において当局から説明された諮問に至る経緯、問題状況は概ね次の点である。まず刑事施設の過剰収容状況が挙げられる。1996年の収容人員総数が4万9千人であったのに対し、2005年には7万9千人と約3万人の増加となっており[4]、また既決被収容者の収容率も、2002年以降116％を下らない状況にあるとの説明がなされた。次に犯罪認知件数の高値が挙げられ、1996年以降続く認知件数の高水準での推移が説明される[5]。また新受刑者中の有期刑受刑者の刑期の増加傾向も指摘され[6]、今後

も過剰収容状況は続くとの認識が示される[7]。また奈良県生駒郡の女児誘拐殺人事件や愛知県安城市における通り魔事件等のいわゆる重大再犯事件の社会問題化、加えて一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合が1996年以降増加傾向にあることが説明され[8]、再犯防止対策の必要性が強調されることとなる。以上のような問題状況を踏まえ、被収容者の人員の適正化を図るとともに犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、今後の検討課題として①刑事施設に収容しないで処遇を行う方策、例えば社会奉仕活動の義務付けといった方策、②いったんは刑事施設に収容した者について、適切な時期に社会復帰が期待できる形で社会内に戻すことができるような方策の拡充、また保釈についても逃亡を防止し裁判所への出頭を確保する制度や有効な罪証隠滅防止制度の創設、さらに③刑を受け終わった者に対する再犯防止・社会復帰支援制度等について当局より提案された。本稿との関連では②の点につき、近時、刑事施設からの出所者数が増加し、これに比例して満期釈放者も増加しているところ[9]、満期出所者の再犯率が高いという傾向に鑑み[10]、満期釈放前に有効な中間処遇を実施することにより再犯を防止し、もって過剰収容の要因を減らすことが考えられるとしている。また仮釈放によって社会に戻る者についても、特に刑期がある程度長期に及んだ者については、仮釈放前に中間処遇を行うことで、より円滑に社会復帰できるようにすることが考えられるとしている[11]。同会議質疑において、出席者より諮問に言う「中間処遇」の意味を尋ねる趣旨の質問がなされたが、これについて当局は「施設内処遇の方からアプローチして、それを中間的な形態にするという意味合いのものと考えている」としつつ、「もちろんそれは言葉の使い方でありますので、一方では社会内処遇の方の処遇を強化するであるとか、義務付けを強化する、あるいは自由の制限を強化するということで、中間的な形態に至るというものもある」と回答している[12]。

(2) 部会における中間処遇をめぐる議論

部会において具体的に中間処遇の導入に関する議論が行われたのは、主に第5回会議及び第12回会議である。

・2007年3月23日部会第5回会議

部会第1回会議以降、第2回及び第3回会議において「社会奉仕を義務付ける制度の導入の可否」、第3回会議にて「その他の社会内処遇の在り方」、そして第4回会議において「刑執行終了者に対する再犯防止、社会復帰支援策」について一巡目の検討が行われた。なお、部会第3回会議の検討に際して、当局より保護観察所において実施されている性犯罪者処遇プログラムの紹介、集中的処遇プログラムの為の特別処遇実施班についての説明、また更生保護施設において実施されている各種処遇等についての説明がなされている[13]。

続く部会第5会議において、中間処遇についての具体的な議論が行われた。初めに、中間処遇の定義としては、「必ずしも確たる定義というものがなく、施設内処遇と社会内処遇の間に位置付けられるものが広くこれに当たると言える」としつつ、「ここでは、刑事施設以外の施設、中間処遇施設に収容して、あるいは居住させて行うところの処遇ということで考え」たとしている[14]。したがって、刑事施設に収容しつつ外部への通勤・通学や外出・外泊等を認める制度については、検討の対象からは除外されることとなった（ただし現行の開放的処遇の現状については後述される)。次に当局より、諸外国における中間処遇制度の例として、イギリスの許可居住（Approved Premises)、アメリカの社会内矯正センター(Community Correctional Center)及びカナダの社会内居住施設(Community Residential Facilities）の紹介が行われた[15]。これらはいずれも一定類型の対象者（保釈中の被告人、受刑者、仮釈放者等）を刑事施設以外の施設に収容し、一定の自由制限の下、種々の処遇プログラムを実施することを目的としたものである。次いで日本における現状の中間処遇的制度として、

外部通勤作業及び外出・外泊の制度についての説明がなされた[16]。外部通勤作業の意義としては、信頼に基づき受刑者の自律心と責任感を育て、もって円滑な社会復帰を図ると共に、刑事施設内の作業だけでは習得できない技能を習得するほか、人間関係を築く方法を学ぶなどの効果が期待されるとしている。また外出・外泊についても、家族関係の維持、修復、釈放後の生活の為の準備を行う機会として与えられるとしている。しかし、これら現状の制度の限界として、開放的施設であっても刑事施設には違いなく逃走すれば刑法の逃走罪の対象となること、また外部通勤、外出・外泊についても帰着しない場合に罰則が設けられていることのほか、外泊期間の制限（7日間）、外部通勤作業の賃金不支給（作業報奨金）といった点を挙げている。以上の点を踏まえて、現行法下（2007年当時）において実施不可能な中間処遇制度として、第1にアメリカのように受刑者の身分を維持しつつ刑事施設以外の施設に移送して処遇する制度、そして第2にカナダやイギリスのように、仮釈放あるいは満期釈放等により刑事施設から釈放した上で刑事施設以外の施設に居住することを義務付けて処遇する制度、このほか第3に刑の執行として、あるいは刑の代替的な措置として刑事施設以外の施設に収容し処遇する制度、また上記とも関連しつつ第4に社会内処遇の強化として、例えば医療や社会福祉へのつなぎとして刑事施設以外の施設に収容し処遇する制度といったものが考えられるとしている。そして、これら処遇の導入の可否を論じるにあたっての論点として、①効果的な処遇プログラム、②コスト面、③被害者感情、国民感情や再犯が起こった場合の影響、④義務履行の為の担保措置の在り方及び逃走リスクや処遇プログラムを受講しない場合の制裁、といったものが挙げられている。以上が、当局より説明がされた中間処遇の定義、諸外国の制度、日本における現状、新しい制度導入の際の論点である[17]。

質疑の後、中間処遇導入の方向性として、ある出席者から、当時国会にて審議中であった更生保護法案に、一定の施設に宿泊することを保護観察

の特別遵守事項として設定できる旨の規定があることから、こうした形での中間処遇制度が最も導入しやすいのではないかという意見が出された。また上記④に関連した中間処遇実施にあたっての条件付けについては、ある出席者はイギリスの例を挙げ、条件に違反した場合に、それが1回目のときには警告を発し、2回目になるとオートマティックに刑事施設に戻すというやり方があり、そういった対応が社会との接点を保ち、収容者の気持ちの平穏を保つために最も大事なことではないかと述べている。また別の出席者は、仮釈放の取消しなどの一定の不良措置があるからこそ処遇プログラムを受けるという面があり、したがって不良措置を適切に適用できる体制を作ることで、処遇へのモチベーションを高めることができるとしている[18]。一方で、現状において遵守事項違反による仮釈放の取り消し率が低い（約5%）[19]状況にあるとするならば、仮釈放が現実に運用で行われている時期よりももっと早い段階で、まさしく中間的なところで外に出すというのが必要であり、理想的でもあるとしている。しかし、コスト面については、外で仕事ができる環境を整えるとすれば、都心部に施設を造らざるを得ず、建設費用がかさむことが予想されるので難しいとの意見が同じ出席者より出されている[20]。

また矯正と保護との連携という観点からは、とりわけ満期釈放者が何ら保護されることなく刑事施設から出所する点が問題とされた。仮釈放を可能にする為の引受人の確保が重要であるが、民間の更生保護施設では引受の難しい対象者がおり、自立更生促進センターが重要な構想として位置づけられている[21]。さらに別の出席者から、中間処遇の目的をどのようにして捉えるのか、一つは諸外国の例にみたような一定の犯罪傾向を持った人にカウンセリングや更生プログラムを受けさせること、もう一つは生活環境の安定しない人に対して住居や仕事の斡旋等の面倒をみることの二つが考えられるが、そのどれを重視し、どう組み合わせるのかといった点も指摘されている。これに関連し、中間処遇制度を作るとしても、受刑者一般

を対象とするのか、あるいは必要な部分（更生保護施設でも受け入れてもらえないような人）にまず対応することを考えるのかによって、制度の設計の仕方がかなり変わってくるのではないかとの意見も出された[22]。

加えて上記①の処遇プログラムに関して、出席者の間では、処遇プログラムの整備や内容の点検等の必要性が強調されるが、一部から、処遇プログラムにあまりに過度な期待を持ち、効果測定をやって失望されてしまうことも多いので、余り過大な期待を持たれない方が良いとする意見もあった。また、要するに隔離したところでやるというのではなく、自由が一部あるところでやること自体に意味があるとの意見もあった[23]。

・2008年2月4日部会第12回会議

部会第5回会議以降、主に社会奉仕を義務付ける制度の導入についての検討が行われた後、同第12回会議において「その他社会内処遇及び中間処遇の在り方」に関する二巡目の議論が行われた。議論に先立ち、統計資料として4点示されている[24]。第1の統計は、「出所受刑者の出所事由」として、2002年から2006年までの全釈放者数とそのうちに占める満期釈放者数、仮釈放者数及びその他（国際受刑者移送法による送出受刑者）の数と比率を表したものである。出所者の総数は5年間で若干増加傾向にあり毎年約3万人前後、仮釈放者及び満期釈放者の割合は、若干仮釈放者が多い状態で推移している（2006年度、総数30,600人、満期釈放14,503名、仮釈放16,081名、その他16名）。第2の統計は、同年間の「仮釈放者の保護観察期間」の内訳であり、2006年度では保護観察期間3か月以内の者が34.0%、6か月以内の者を合わせれば71.0%であった。第三の統計は、年間の「有期刑仮釈放者の刑の執行率」であり、2006年は刑の執行率が90%以上の者が3,689名（構成比23.3%）、80%～90%も加えると全体で63.8%を占め高い執行率を示しており、また5年間で若干増加傾向にある。最後に「罪名別平均仮釈放期間・平均刑期」であり、例えば殺人は平均刑期6年11月、

平均仮釈放期間は1年2か月、また覚せい剤取締法違反では、平均刑期は2年3月、平均仮釈放期間は5か月、窃盗については、平均刑期2年、平均仮釈放期間は5か月となっている。したがって、出所者全体の半分弱を占める満期釈放者、短い仮釈放期間と増加傾向にある高い執行率という状況がうかがわれ、これによる保護観察期間の減少も指摘されている[25]。また満期釈放となる者の特徴について出席者より質問があり、当局によれば、受刑中に規律違反を繰り返していたり、帰住先の確保が困難、再犯のおそれが高いといった要因を単一あるいは複数持った人がいるという説明であった。ただそれらの具体的な内訳及び相関については把握していないとした[26]。

同部会では一巡目の議論を踏まえ、それらを一括し検討事項「その他社会内処遇及び中間処遇の在り方」として提示している。まず「新たな制度導入に当たって考えられる視点」として「施設内処遇及び社会内処遇をより適切に連携させることを可能とすることにより、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を一層促進する」こととしている[27]。そして新たな制度として考えられるものは、①中間施設における処遇制度の導入、②必要的仮釈放制度の導入、③仮釈放の期間についてのいわゆる考試期間主義の採用、④いわゆる分割刑制度の導入、⑤刑の一部執行猶予制度の導入、⑥刑の執行終了者に一定の支援的措置を受けることを義務付ける制度の導入、が挙げられている。本稿ではとりわけ①の議論が関係することとなるが、この点につき制度導入の必要性、処遇の具体的在り方、対象者の選定、加えて制度の実現可能性[28]等が具体的な検討内容とされた。まず必要性については、現行の中間処遇制度（長期刑仮釈放者への中間処遇）、外部通勤作業及び外出・外泊の運用状況について当局より説明が行われた。無期刑及び長期刑の仮釈放者に対して行われている中間処遇は、本人の同意に基づき仮釈放の初め1か月間、更生保護施設に居住させて社会適応訓練を中心とした処遇を行うもので、現在も年間70名から80名に実施されていると説明

されている。また外部通勤作業や外出・外泊の運用状況については、前者は1施設、後者も1施設1例（採用面接の為の外出）のみと対象事例が極めて少なくなっており、その理由としては、制度が新設されてから時間があまり経っていないことに加え、これら処遇が受刑者という身分のまま刑事施設の外に出るものであり、施設側としては受刑者が帰着しない事案が発生した場合における社会の感情を考えると、対象者の選定にかなり慎重になっていることが挙げられている。それぞれの制度の問題点としては、外部通勤作業については外部事業所の確保が困難であること、また外出・外泊についてはそもそも対象事例があまり発生しない（採用面接は釈放後が多く、遠方の親族等とは電話で必要な連絡を済ませることも多いので、あえて外出・外泊を行う事例が生じにくい）ためとしている[29]。加えて、前年（2007年）成立した更生保護法の第52条②5号が「法務大臣が指定する施設、保護観察対象者を監護すべき者の居宅その他の改善更生のために適当と認められる特定の場所であって、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して指導監督を受けること」を特別遵守事項として定めることができると規定する趣旨について、当局として何を想定しているのかとの質問があり、以下のように回答している。すなわち、最も典型的な例として想定しているのは、現在設置を始めている自立更生促進センターに数か月間宿泊をさせ、同所においていわゆる濃密な指導監督を受けさせる際にこの類型に当たる特別遵守事項を設定することとしている。しかし保護観察制度の趣旨に照らし、この特別遵守事項の目的は、一定の期間、特定の場所に対象者を束縛することにはなく、更生保護法は、対象者の改善更生を図るために特に必要な場合に特定の場所への一定期間の宿泊を義務付けることを認めるのであって、宿泊を義務付ける場所も期間もこの趣旨に照らして相当なものでなければならないと考えているとしている[30]。そしてその主な対象としては、刑事施設内での成績が比較的良好であるが、帰住先を確保できないなど、現状の更生保護施設では受け入れが難しく満期釈放と

なっているような者を想定していると述べている。

以上の点を踏まえ新しい中間処遇制度の必要性としては、出席者から、本来的にすべての受刑者を対象とする中間施設を設けるという考え方もありうるが、現行法によって外部通勤作業、外出・外泊が可能となっているので、差し当たりそれらを積極的に運用することによってそのような機能を果たすことができるのではないか、また自立更生促進センターが想定しているような、これまでは満期でしか出せなかった者を新たな施設によって仮釈放ができるようにするのであれば、これも現行の制度によって対応が可能となる（からいらないのではないか）といった意見が出された。加えて、制度の実現可能性として、新しい施設を造るとなれば予算も人出も必要なるとの指摘があり、最終的には「刑事施設以外の施設での中間処遇の必要性については、皆様方、必要だという認識で一致していると思うのですが、いざマンパワーや施設などのコストの点を考えると難しい問題があるという点でも共通の認識が得られたのではないか」とされることとなる[31]。

(3) 小括

以上、法制審議会被収容者人員適性化方策に関する部会における中間処遇に関する議論の内容を概観した。当該部会で検討された中間処遇制度は、当時の刑事施設の過剰収容状況への対策として、刑事施設以外の施設において処遇を行う制度として当初事務当局より提案されたものであったが、最終的に、制度の必要性や、マンパワー及びコストといった実現可能性の点で問題があり、また現行の制度でも十分対応が可能だということから、具体的な新制度の提案は見送られることとなった。しかしながら、部会においても提起されていた刑の長期化による受刑者と社会との長期間の断絶、執行率の高値による保護観察（仮釈放）期間の減少、また問題を抱えた満期釈放者の社会復帰といった問題はなお残されたままであり、そこ

に対する何らかの施策の必要性はあったと言うべきであろう。また現行の制度による対応にしても、外部通勤作業及び外出・外泊の法律上の要件が極めて厳しく設定されており（処遇法第96条、106条）、少なくともこれら要件の緩和及び積極的な制度運用の施策等を検討する必要はあったと思われる。一方で、現在の問題状況との関係では、犯罪認知件数が2005年以降減少に転じ、2008年には急増する前のレベル（1997年）にまで低下しており[32]、収容状況は2008年12月31日の時点で87.6％の収容率（既決97.6％、未決47.2％）となっており、一時期の過剰収容状況を脱しつつある。しかし他方、刑の長期化傾向については、執行率90％以上が2004年の20.7％から2008年27.5％と増加する傾向にある[33]。また部会第12回会議で取りあげられた出所者の状況についても、2008年では出所者総数31,632名のうち仮釈放者15,840名、満期釈放者15,792名となっており、とりわけ満期釈放者の割合が増加していることが分かる。したがって、過剰収容状況が解消されつつある現在においても、なお問題は残されたままであると考えられる。

2. 更生保護施設検討会報告書概要

次に、更生保護施設検討会報告書（以下、報告書）に基づき、そこで構想される今後の更生保護施設の在り方を概観し、検討を行う。

(1) 検討会開催の経緯と更生保護施設をめぐる問題状況

更生保護施設検討会は、更生保護のあり方を考える有識者会議提言（以下、提言）のうち、更生保護に関する具体的な施策等の検討を行うため法務省保護局長によって設けられ、2007年8月29日の第1回会合から2009年7月27日まで合計16回開催された。会議の内容を総括した報告書が2009年8月24日付で出され[34]、そこでは社会内処遇における更生保護の意義を次のように認めている。すなわち、「実社会へ移行して間もない時期は、心理的・社会的不適応を生じやすく、再び犯罪や非行に陥るリスクが大きくな

ることが容易に想像されるのであって、こうした者の円滑な立ち直りのためには、実際に社会生活を経験させながら、指導監督や補導援護を行い、実社会への再適応を図る必要性が高い。犯罪や非行をした者の社会復帰上の問題は、困難や誘惑に遭遇する実社会において実際に生活する場面で明らかになるのであって、それらの問題に的確に対応した指導、援助をなし得るところに更生保護（社会内処遇）の意義がある」としている[35]。更生保護全体を取り巻く問題状況としては、①保護観察の民間依存（保護観察所職員1,302名に対して保護司48,795名：2009年4月1日時点）、また認知件数の高値及び「凶悪」事件の多発による体感治安の悪化や全犯罪者中3割の再犯者によって犯罪の6割が行われていることによる②再犯防止の必要性の高まり、さらに適切な帰住予定地が確保できないこと等による③仮釈放率の低下・満期釈放者の増加といったことが問題として指摘されている[36]。特に③については、満期での釈放を避け、出来る限り社会内処遇の機会を確保するという点で仮釈放の意義を認め、保護観察による適切な指導監督・補導援護を行い、自立を図り再犯のリスクを低下させることが有効な方策であるとしている[37]。そして、このような問題状況に対応した更生保護の今後の充実強化の方策として、以下の点が示される。第1に、矯正と保護との連携をより緊密なものとし、生活環境の調整の充実を図るほか、矯正施設から社会復帰に至るまで一貫性のある計画的な処遇を行うことにより、確実な立ち直りを図ること。第2に、円滑な社会復帰と再犯防止の方策として、仮釈放等の適正な運用に努めるとともに、処遇困難者も含めてそれを可能にするための社会における受け皿を確保・充実すること。第3に、個々の対象者の有する問題性、人格特性、生活状況等に応じた個別処遇を推進すること。第4に、保護観察所（保護観察官）による関与の強化を図り、官民の役割分担をより明確化することにより、効果的な協働態勢を構築すること。第5に、社会資源の積極的・効果的活用を図ることである[38]。報告書では、このような更生保護の充実強化の方向性を踏

まえ、国の施設の在り方も含めた更生保護施設の役割・機能の見直しを図るとしている。

(2) 民間更生保護施設の現状と充実強化の方策

全国で102カ所（2009年4月1日時点）ある民間の更生保護施設の現状としては、一般的に、寄付金や助成金の減少に伴い経営状況が厳しいこと、施設が大都市圏に集中していること、反対運動をはじめとした地域社会との関係、また就労状況の悪化や受刑者の高齢化による在所期間の長期化、さらに補導にあたる職員の負担の大きさといった点が挙げられている。被保護者の現状としては、飲酒、ギャンブル等の問題、住居や就労の確保が困難なことによる退所後の生活不安、被保護者の高齢化、少年処遇の困難、女性被保護者の処遇に対する困難（大半が薬物事犯者であり、性暴力被害、DV等の問題を抱えていることも多い）といったものが挙げられる。また一方で、資格取得や就労に意欲的な被保護者の存在も保護局等の調査によって明らかにされており、そうした者への処遇の必要性も指摘されている[39]。これらの点を踏まえ、民間更生保護施設の充実強化の方策として、概ね次の4点の提案が行われている。

第1に既存の施設の収容能力の拡大であり、具体的な方策としては①効率的な収容促進と②処遇機能の向上による収容促進、③更生保護法人以外の団体による参入の促進、④大規模かつ専門的な施設設置の検討が挙げられる。①については、保護期間の長期化を防ぎ、高収容率での施設運営を可能にする為に、地方更生保護委員会や保護観察所が被保護者の入退所状況をはじめとした一連の情報を一元的に管理し、各更生保護施設の処遇分野に見合った振り分けを行う機能を整備する必要があるとしている。また②については、現状の更生保護施設では性犯罪や放火等の罪を犯した者、暴力的傾向を有する者、問題飲酒の傾向を有する者等を、処遇が困難であることを理由に受け入れを拒否している施設もあり、こうした人々の保護

を拡大していくために、国の施設との役割分担も念頭に置きつつ、さらに次の点で処遇機能の向上が不可欠であるとする。まず、これまでの更生保護施設が民間の善意に基づいた地域の入所施設としての持ち味を生かしたものであったが、今後処遇困難者の増加が予想される中で、科学的根拠に基づく計画的、体系的かつ実践的な処遇を行う必要があり、その為には問題類型ごとの独自のプログラムの開発と、その実施を可能とする補導職員養成のための研修体系の作成等を検討する必要があるとする（専門的処遇施設としての処遇の標準化・体系化)。次に、公営住宅や保証人を要しない民間賃貸住宅等についてのデータベースを構築し、情報の一元化を図るとともに、地方公共団体に働きかけるなどして公営住宅への優先的な入居が可能となるよう求め、将来的には出所者等を対象としたグループホームの設置を促進するなどの方策を検討する必要があるとしている（定住支援の強化)。また常用雇用に向けた職業訓練の積極的実施と、幅広い産業分野における就業先の確保に重点を置き（就労支援の強化)、また更生保護施設が、福祉への移行を必要とする者を積極的に受け入れ、その特性に配慮した処遇を実施することが期待され、福祉職員の専門性を向上させるための研修プログラムを策定することが望ましいとする（高齢・障害により自立が困難な者に対する支援の強化)。さらに退所者からの相談に応じるための体制を整備（退所後の自立と再犯防止のためのフォローアップ)。そして、保護観察官は、処遇の実施責任者であるという自覚を持ち、具体的な処遇方針の策定を行う一方、問題のある被保護者について注意を怠らず、問題が発生した場合には積極的に介入し、遵守事項違反が認められた場合には、直ちに不良措置等適切な措置を取るべきであるとする。加えて、危機管理場面において保護観察官が迅速かつ適切に介入できるよう、緊急時の連絡体制を確保し、日頃から施設と各被保護者の状況について緊密に情報を共有するなど、その連携も強化するとしている（再犯防止機能の充実に向けた保護観察所との連携の強化）[40]。③の新たな団体による参

入に関しては、2009年3月末に、知的障がい者の生活支援を行っている社会福祉法人による更生保護施設経営の認可がなされたことを受け、これが処遇の専門性、福祉への移行といった点で更生保護にとってメリットとなることが期待されている。収容能力の拡大という意味でも、専門性をいかした処遇を導入する意味でも、参入しやすい環境づくりを検討し、その促進に取り組むべきとしている。加えて、④における大規模施設の構想についても、大規模施設での専門スタッフによる効率的な指導や多様なプログラムと設備の活用、また生活・職業訓練や就労促進支援機能の充実や社会福祉施設、医療施設などを併設することにより、複合的な問題解決を図ること等も必要としている[41]。

民間更生保護施設の充実強化の第2の方策は、運営基盤強化の推進である。具体的には、（ア）処遇強化に即した委託費の在り方の検討、（イ）処遇実施体制の充実、（ウ）処遇ノウハウや協力雇用主情報等のデータベース化、業務支援システムの導入といった点が挙げられる。（ア）は、現状のような収容実績に応じて委託費が変動するのではなく、基本的に一定の収容率がある施設に対しては、人件費等の固定費を定額で安定的に支給するなど、委託費制度の抜本的な見直しを検討することが必要であり、処遇の充実強化のインセンティブとなるようなものとするとしている。次に（イ）では、施設職員となる人材の確保、研修の充実、外部アドバイザーの活用やその施設間での共有が挙げられる。そして（ウ）では、施設における処遇の標準化・体系化、問題類型ごとのモデルプログラムの事例や、協力雇用主についてデータベース化するとともに、施設職員が利用できる業務支援システムが導入されることが望ましいとされている[42]。

第3の充実強化の方策としては、関係機関との連携の強化、地域社会からの理解・協力の確保が挙げられる。これはまず福祉・医療機関、NPO法人等との連携の強化として、定期的な協議会の開催、アドバイザーの派遣など関係形成が進んでおり、地方公共団体、地域生活定着支援センター

との連携も期待されるとし、また福祉機関との間においては、更生保護施設への委託経過後の支援の実施主体について協議を要する事例があるなど、引き続き連携の強化を推進する必要も認められるとしている。加えて地域住民の理解の促進、更生保護施設や被保護者による地域貢献も必要であり、これまでも機関紙による運営状況の周知、地域住民の参加を得た行事の開催、また被保護者による地域清掃活動等により理解に努めてきたが、今後はインターネットを使用するなどして広く広報に努めるとしている[43]。

最後に第4の方策は、以上のほかに「確実な自立」[44]に向けた実践的な支援を行うために、更生保護施設が今後新たな役割を果たしていくことが想定されている。すなわち授産事業と連動した実践的職業訓練や、通所処遇としてSSTや酒害・薬害教育を入所者以外にも実施すること、さらに地域で生活する出所者等の見守り・サポート・居場所作りとして、相談・支援、地域の更生保護関係者や福祉関係者等のネットワークの拠点として機能するといったことが期待されるとしている[45]。

(3) 自立更生促進センター設立の必要性と役割

次に報告書は、民間の更生保護施設に加えて、国が設置する自立更生促進センター設立の必要性と役割について検討している。それによれば、更生保護施設を矯正施設から社会復帰までの一貫性のある計画的な処遇の中での重要な処遇段階を担う施設として位置付けた場合に求められる諸機能は、その全てを民間の更生保護施設が担うことは困難であり、また一方で、専ら国が担うことはふさわしくないような機能も認められる。したがって官と民とがそれぞれの特性に基づき、各機能ごとに分担すべき役割を明確化した上で、国が担うべきものについては、国立の更生保護施設の整備を進める必要があるとしている。具体的には、指導監督強化機能、専門的処遇については国が中心的積極的な役割を担い、個別処遇のための診

断・評価、積極的就労支援についても国が先導的役割を果たす必要があるとする。一方で、地域生活定着支援や少年に対する教育訓練の機能等については民間の更生保護施設において効果的に実施されることが期待できるとし、以上のような整理の上で、国は自立更生支援センター構想を推進、拡充することが必要であるとしている。そして、自立更生促進センターが担うべき当面の役割としては、処遇困難者の受入であり、民間施設で受け入れが難しい者、あるいは強化された指導監督の実施によってはじめて社会内での対応が可能となるいわゆる処遇困難者の処遇を行う所に、担うべき役割と存在意義があるとする。またパイロット的な施設での実績を積み重ねることを通じて、外出時の連絡及び所在確認のための体制の確保、綿密な生活実態の把握や経過に関するフォローアップ、犯罪傾向改善のための処遇プログラムの実施、積極的な就労支援といった機能を強化し、センター構想に基づく施設の拡大にあたるとしている。他にも、直ちに民間で実施することが困難な機能について、まず国が先導的に実施してその有効性を検証し民間にノウハウを継承する先導的役割や、さらに処遇技術に関する実務的な研究・開発や、その結果得られた知見についての保護観察官、保護司、更生保護施設職員等に対する研修の実施等の処遇開発機能についても検討すべきとしている。このような構想の下、自立更生促進センターの推進が必要とされることとなる[46]。

(4) 小括

以上のように検討された更生保護施設の今後の方向性については、概ね次の点を指摘できるであろう。まず民間の更生保護施設について、そのハード面での充実強化の方策が挙げられる。報告書では、委託費の見直しによる施設の整備・職員体制の充実強化の方策が挙げられるが、現状の民間更生保護施設の経営状況の困窮[47]や職員の不足[48]に鑑みれば、こうした対策は急務のものとして進められる必要がある。また新規の団体の参入に

ついても、受け皿の確保や処遇の多様化といった点で望ましい側面があると考えられる。検討会においても指摘されたように、2006年の満期釈放者のうち、約半分の7,000人程度が帰住予定地のない者であるのに対して、更生保護施設の収容定員は約2,300人程度でありキャパシティの不足は明らかである[49]。こうした点からも、更生保護施設のハード面の充実は、今後適切に対処されるべき課題と言えよう。

しかし一方で、検討会で主張された充実強化の方策のうち、ソフト面、すなわち処遇機能の強化、保護観察官による積極的な関与については、一考の余地があると思われる。確かに、処遇機能の充実は、自らの抱えた問題性に悩む被保護者にとって、その更生の一助として必要な側面を有している。また民間の更生保護施設にとっても、処遇についての保護観察官との相談やサポート体制の充実が、従来は受け入れをためらっていた罪種や問題性を抱えた者の積極的な受け入れを促進する効果も考えられないではない。しかしながら、更生保護施設の処遇施設化の行きつくところは、結局のところ「社会内刑事施設化」[50]であり、報告書でも認めていた実社会での問題性の確認と補導援護による社会復帰といった社会内処遇の意義そのものと矛盾し、またそれを希薄化させるおそれもある。加えて、従来の民間更生保護施設において重視されてきた、被保護者と職員との人的なつながりが、形式的な処遇施設化によって阻害されるとの危惧も呈されている[51]。

また、国営の更生保護施設である自立更生促進センターに対しても、現状において地域住民からの反対の声が強く、どの程度「従来仮釈放の対象とならなかった者」を受け入れることができるのかという現実の困難だけでなく、民間施設と同様の疑問がよりいっそう鮮明な形で提起されうる。すなわち、外出の際の職員の同行、監視カメラ等による行動の監視、センター規則の遵守や保護観察官による「24時間・365日体制による濃密な指導監督」[52]といった処遇環境は、実際上、刑事施設と変わらない。そうで

あれば、先の社会内処遇の意義がここでもまた疑問視されざるをえない。また一方で、処遇法によって刑務作業に代えて各種指導が実施できるようになった（処遇法第84条）現在の状況において、これがどの程度独自性を持ち得るのかという点でも疑問が残る。さらにそのような環境の下で実施・開発された処遇が、民間の更生保護施設において有用なものとなるかも疑問であり、また従来の民間の良さを損なう可能性があることは言うまでもない。更生保護施設の処遇施設化（刑事施設化）や新たな刑務所類似の施設の構想は、刑事施設から釈放された人々をさらに抱え込む閉じた中間処遇制度であり、結局のところ「大きな刑事政策」[53]を招来するとの批判を免れえないように思われる。

確かに、報告書において提起された、受け皿の確保や処遇の多様化と充実といった種々の具体的施策そのものは、更生保護施設の現状をみたとき、その必要性は否定されるものではない。しかし、そこで用いられる「確実な自立」や再犯の防止といったそれ自体は決して否定的ではない用語に、一方で危うさを禁じえないのである。それはより根本的な、中間処遇の理念にかかわる問題として、先の法制審議会における議論と共に検討されるべき課題として残されている。

3. 中間処遇の理念と実践

以上の法制審部会及び検討会において議論された中間処遇の在り方について、ここではその背後にある理念を検討し、あるべき中間処遇の理念を提示するとともに、そうした理念に基づいた中間処遇の実践について、若干の検討を行う[54]。

(1) 中間処遇の理念

中間処遇の理念は、中間処遇に求められる目的がどのように設定されるかという問題にかかわる。中間処遇の目的を、第一義的に社会の防衛・再

犯予防という点に関わらせるなら、中間処遇の内容はその目的に資する為により閉鎖的・介入的となることが予想される。ここでいう閉鎖的・介入的とは、そうした目的の為には、対象者を可能な限り長い期間監視や管理の下に置き社会から隔離することが必要とされ、さらにその危険性除去の為に場合によっては強制を伴った処遇が想定されことを意味している。またそうした処遇の担い手も、一般の福祉機関や民間のボランティア団体よりも、治安関係組織が前面に出てくることになり、統制が強化され監視の網目が強化されることとなる。ここでは中間処遇の理念が、社会防衛や治安維持といった意味で社会（治安）本位のものとなり、そうした処遇の受け手は、あくまでコントロールの下にある客体として取り扱われる。法制審及び更生保護施設検討会の「危うさ」は、中間処遇を基本的には社会（治安）本位のものとして捉えていることがうかがわれる点にあり、そこでの議論が、処遇や受け皿の充実を求める一方で、積極的な介入や形式的な刑事施設への再収容を進めようとする点に、それが表れているように思われる。

一方で、中間処遇の目的を、第一にそれを受ける者の社会復帰や補導援護という点に関わらせるならば、その内容はそれに資する為により開放的・援助的なものとなると考えられる。すなわち、本人の持つ問題性や社会復帰への困難を解決する為に多様な形態の処遇が想定されることになり、資質に見合ったサービスとして中間処遇が観念されることとなる。また中間処遇という用語で表されることとなる範囲も、単に刑事施設から出た、あるいは出ようとする者に対する処遇という狭い意味でなく、より広く、刑事施設に入る最初の段階から、出所し社会へと復帰する最後の段階まで、一貫した処遇として捉えられることとなる。ここでの中間処遇の理念は、対象者（また、サービスの選び手という意味では利用者）本位のものとなり、それは処遇の多様化と共に社会全体へと開かれたものとなると考えられる。そして、処遇の受け手は、サービスを選び取る主体として観

念されることになる。もちろん社会の安全や再犯の防止といった観点は、それ自体重要な意義を持つものであるが、それは諸個人の立ち直りを通じた反射的な効果に留まるものとなる。

翻って、有罪判決を宣告され刑罰を科されることとなった者であっても、その基本的人権、人間の尊厳を否定されることはなく、それゆえ刑罰は、その内容が法的に明確化され、限定されなければならない（日本国憲法第31条）。日本における刑罰は、例えば自由刑と呼ばれるものの場合、刑事施設に拘置して所定の作業を行う懲役刑（刑法第12条）と、拘置のみの禁錮刑（同13条）及び拘留刑（同16条）が存している。しかし現実には、自由刑の名の下に、労働基本権をはじめとした各種の基本的人権が制限され[55]、実質的な身体刑や財産刑、また家族刑ともなっている。したがって、刑罰はその法定されるところに従い余分な苦痛が取り除かれ、自由刑に純化されなければならず、制約される権利は「拘禁の確保」という目的を達成する為の必要最低限度でなければならない。しかし、とりわけ自由刑による身体の拘束や社会からの分断は、そこに常に弊害が生まれる契機を孕んでいることは否定できない[56]。したがって国家は、拘禁という刑罰によって個人の自由を制限し、必然的にその人の成長発達の可能性を制約する以上、より積極的にその損失を補填する義務を負うこと考えられる[57]。こうした観点から、移動の自由の剥奪たる刑の執行と同時に、行刑による福祉的な援助として、被収容者の問題性に見合った自己発達プログラムの提供が要請されることとなる[58]。したがって、中間処遇の第一義的な意義は、刑事手続に関わったことによる弊害の除去と本人による問題解決の手段として把握され、その理念は対象者（利用者）本位のものであることが求められることとなる。

(2) 中間処遇の実践

以上のように概念規定される中間処遇の実践として想定されるのは、も

ちろんそれが対象者（利用者）本位のものであるとすれば、冒頭に指摘されたように必ずしも形式的な制度設定になじまず、本人の必要性に見合った柔軟な対応が求められるところではあるが、ここではごく簡単に、そうした中間処遇の理念が現実に何を要求するのかを、残された課題との関係で検討したい。

まず中間処遇の観念は、刑事施設の社会化を要求する。すなわち、刑事施設内での各種処遇から生活水準に至るまでが通常の社会と比して同等であること（劣等原則の克服）が求められる。さらに、そうした社会との現実的な格差の是正に加え、法的には、刑事施設内において可能な限り一般法の適用が認められることが要求される[59]。例えば、刑務作業が通常の労働として観念され、被収容者には労働者災害補償保険法をはじめとした各種の労働関係法規が直接適用されることとなる。その上で、外部通勤、外出・外泊といった中間処遇が、拘禁の弊害除去の施策として、現実的な意義を持つようになる。場合によっては、刑事施設に入所した当初から外部通勤を認め、諸外国におけるいわゆる半自由のような形態をとることの意義も、このような観点から肯定されるものである。また現状において、更生保護施設等で受け入れが困難とされ、結果的に満期釈放となっているいわゆる処遇困難者と呼ばれる人々についても、刑事施設にいる段階から積極的に外部通勤や外出・外泊を実施することで、就労先や帰住先の確保、労働による更生資金の貯蓄等により、積極的な仮釈放運用が期待できるであろう。しかし、これらをあくまで自由刑の延長、刑罰の一環として認識するならば、これら処遇の運用は自ずと消極的にならざるをえない。法制審議会部会において、現状の外部通勤や外出・外泊の制度上の限界（帰着しなかった場合の罰則、外泊期間の短期、外部通勤作業の賃金不払）が指摘されていたにもかかわらず、それに対する解決策が何ら示されず、さらに対象事例そのものがあまり存在していないとされていた点に、そうした中間処遇への基本的な認識が表れているように思われる。また、外部通勤

や外出・外泊のみならず、例えば近時全国の刑事施設への配置が進められているソーシャル・ワーカーやPSWによるカウンセリング、釈放後の帰住先の確保、また民間のボランティア団体による治療共同体をはじめとした各種処遇も、対象者（利用者）の社会復帰を実現する中間処遇の一環として把握されるものである。

次に中間処遇は、更生保護をより開かれたものとすることを要請する。とりわけ保護観察の場面において、従来では民間のボランティアである保護司と国家公務員である保護観察官との連携により指導監督・補導援護が実施されてきたが、中間処遇を対象者（利用者）本位と捉える観念からは、より開かれた関係機関とのネットワークの構築を要請する。保護観察の民間依存は報告書でも指摘されていた点であるが、保護司の高齢化（2009年4月時点で平均年齢63.2歳[60]）と担い手の不足も今後深刻な問題となってくることが予想される。このような状況においては、関係機関との連携の構築は急務の課題であり、具体的には法務省以外の厚生労働省等他省庁や地方公共団体との連携や、それに加えて民間（ボランティア）団体との協力といったものが不可欠である[61]。とりわけ民間との協力については、その連携のみならず、そうした活動への国による支援も必要となることが考えられる。こうした関係機関が、対象者（利用者）の社会復帰という目的の為に協力し、相互の役割を果たすことによって、更生保護は社会へと開かれたものとなると考えられる。もちろん、こうした連携は、更生保護の局面のみならず、施設内処遇の段階においても積極的に進められる必要があることは言うまでもない。

こうして中間処遇は、「施設内処遇がその内側から拘禁の壁を乗り越えようとしている動きにまさって、ここでは社会内処遇が外側からその壁を破ろうと」するものともなる[62]。

4　結びにかえて

さて、以上のように観念される中間処遇の理念と実践に対しては、もはや中間処遇という用語そのものが相応しくないとの疑念が提起されうるであろう。なぜなら、それが施設の「内」と「外」とを問わない一貫した処遇や援助であるとするならば、そもそも「中間」など存在しないからである。しかし、こうした用語の不要は、けっしてそのような処遇そのものの不要を意味するわけではない。諸外国において実施されている極めて多様な中間処遇の形態は、それらが本来的には拘禁刑による弊害の緩和と対象者（利用者）の円滑な社会復帰を目的としたものであり、それ故にこれほどまでに多様化したと考えられる。また日本における中間処遇制度である「長期刑仮出獄者中間処遇」も、刑事施設内での長期間の拘禁によって減退した社会性を回復し、本人の更生を助ける為に、現場レベルにおける矯正と保護の試行と実践が制度として確立した経緯を有している。こうした中間処遇本来の実践と目的に鑑みれば、その指導理念は本来的には対象者（利用者）本位のものであったと言うべきであろう。しかし、こうした中間処遇の実践を要求する現実の必要性は、施設内処遇や社会内処遇の一局面のみで完結するものではない。求められるのは、施設内処遇や社会内処遇といった枠組みを超え、それらを一貫した援助として再構成することである。この観点からすれば、法制審部会や検討会報告書において構想された中間処遇の観念は、その理念の点でこれまでの実践とも相容れず、その範囲の点で狭きに失すると言うことができる。犯罪や社会への不適応といった種々の困難は、ひとえにその行為者への「処遇」によって解決されうる問題ではなく、広く社会関係全体に関わるものであること、この素朴で基本的な発想が忘れられてはならない[63]。

上記部会や検討会で繰り返し用いられ、また近年の刑事政策を表すキータームである「安全・安心な社会」は、それ自体は目指されるべき重要な

課題であることは否定されない。しかしながら、その実現は、不信に基づいた、監視と管理と統制の網目が張り巡らされた社会においてではなく[64]、信頼に基づき、他者との違いを尊重する社会においてこそより良く果たされるものであろう。

1　藤本哲也『刑事政策概論』〔全訂第3版〕青林書院（2001）266頁-267頁
2　鴨下守孝＝松本良枝編『改訂矯正用語辞典』東京法令出版（2009）246頁。また当該制度の詳細については、藤野隆「長期刑仮出獄者の中間処遇―その試行段階から現在まで―」犯罪と非行80号（1989）66頁-92頁、山田浩司「中間処遇制度の変遷と今後の展望」犯罪と非行147号（2006）95頁-120頁
3　森下忠＝須々木主一編『刑事政策』法学書院（1975）211頁-212頁
4　部会第1回会議配布資料3資料1及び2
5　部会第1回会議配布資料2資料1
6　部会第1回会議配布資料3資料5及び6
7　部会第1回会議議事録2頁（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_060928-1.html）
8　部会第1回会議配布資料2資料9及び10
9　部会第1回会議配布資料4資料1
10　部会第1回配布資料3資料13
11　部会第1回会議議事録4頁
12　部会第1回会議議事録20頁
13　部会第3回会議議事録17頁-19頁、同会議配布資料16（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_061215-1.html）
14　部会第5回会議議事録1頁（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_070323-1.html）
15　部会第4回会議配布資料19
16　部会第4回会議配布資料20
17　部会第5回会議議事録1頁-4頁
18　部会第5回会議議事録10頁
19　部会第1回会議配布資料4資料14
20　部会第5回会議議事録7頁
21　部会第5回会議議事録8頁
22　部会第5回会議議事録11頁
23　部会第5回会議議事録13頁
24　部会第12回会議配布資料28
25　部会第12回会議議事録3頁（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_080204-1.html）

26　部会第12回会議議事録3頁
27　部会第12回会議配布資料27
28　部会第12回会議議事録7頁
29　部会第12回会議議事録9頁-10頁
30　部会第12回会議議事録10頁-11頁
31　部会第12回会議議事録13頁-15頁
32　法務省法務総合研究所編『平成21年版犯罪白書―再犯防止施策の充実―』（2009）3頁
33　法務省法務総合研究所編『平成21年版犯罪白書―再犯防止施策の充実―』（2009）72頁
34　更生保護施設検討会報告書（http://www.moj.go.jp/content/000010088.pdf）
35　報告書3頁
36　報告書4頁-6頁
37　しかしながら、満期釈放者対策について報告書5頁註釈1に以下のコメントが付されている点は、今後の法改正の動向も含めて警戒を要する。「なお、刑務所出所者の再犯を防止し、我が国の治安の回復を図るためには、再犯の危険性の大きい満期釈放者をめぐる問題を軽視することはできない（中略）もとより当面とり得る対策として更生緊急保護の充実は重要であるが、更生緊急保護は、本人からの申出に基づき実施されるもので、保護観察のように指導監督を行うことができないことから、その有効性には限界がある。より根本的に、刑務所から釈放される者の再犯を防止していくためには、現行の保護観察のように、社会に対する危険性が明らかになった者については刑務所に戻す等の不良措置を担保しつつ、十分な指導監督と補導援護を行ってこそ、矯正施設内と社会内の生活の間にある落差を縮め、実社会への再適応、すなわち、円滑な社会復帰の実現が可能となるのであって、将来的には抜本的な解決が求められる」
38　報告書7頁
39　報告書10頁
40　報告書15頁-18頁
41　報告書14頁-15頁
42　報告書18頁-20頁
43　報告書20頁
44　報告書21頁
45　報告書21頁-22頁
46　報告書23頁-25頁
47　更生保護施設検討会資料による
48　報告書10頁-11頁
49　更生保護施設検討会資料による
50　岡田行雄「更生保護施設の処遇施設化について」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社（2007）137頁-159頁

51　SSTをはじめとした処遇に積極的に取り組むある更生保護施設の職員は、しかし、それが更生保護施設における処遇にもたらす意味について次のように述べている。「近年処遇に触れて『週に一度は面接するようにしている』、『もっと面接しなくてはいけない』という声を聞きます。施設利用者の気持ちにもっと耳を傾けなければいけないという思いからでしょうが、定期的という言葉の中に何か危ういものを感じます。更生保護施設が定期的に相談室で、細々とした事柄をいく、知るということの中に、言葉への信仰を感じ取るからです。言葉は時に人を支え、人を傷つけます。定期的な面接という近すぎる関係の中に不安が立ちはだかり、互いの心をかえって離れさせることはないでしょうか。大切なのはプレゼンス＝存在することです。相談室での面接を否定するものではありませんが、もっと玄関フロアーや屋上のベンチで、食堂の片隅で、また居室のベッドに腰掛けて、すべての場所を相談室として共に時間を過ごし、声を交わすことの中に次第に揺らめき上がる思念を大切にしたいのです。今私は、この人の役に立つだろうか？わからない。その不安とゆらめきの中から新たな感情が立ちあがってくるのだと思います。その関係を共有できたとき、言葉は感情をつかんで声となり『私』のメッセージを伝え、施設利用者を処遇の場へと包み込むのだと考えます。追い込むのではなく―。」山田勉一「処遇施設ということの意味」犯罪と非行第143号（2006）81頁

52　法務省自立更生促進センター構想（http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html）

53　石塚伸一「二つの刑事政策～大きな刑事司法か？小さな刑事司法か？～」『現代「市民法」論と新しい市民運動』現代人文社（2003）125頁-140頁

54　もっともこの点に関しては、紙幅の都合上、そしてより根本的には、日本の行刑と更生保護に関する歴史的・理論的研究に加え、諸外国との比較法的観点からの検討が必要であり、別稿に譲らざるをえない。

55　例えば、作業報奨金に関する訓令（法務省矯成訓第3343号）では、作業1時間あたり10等工5円90銭、最高額の1等工でも41円90銭とする（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kunrei-tsuutatu_index.html）。こうした問題につき、土井政和＝石塚伸一「塀の中からのハローワーク」刑事立法研究会編『入門・監獄改革』日本評論社（1996）49頁-57頁

56　受刑中の社会保障の問題につき、土井＝石塚・前掲注56参照

57　石塚伸一「戦後監獄法改正史と被収容者処遇法 ―改革の到達点としての受刑者の主体性」法律時報第80巻9号（2008）53-62頁

58　土井政和「社会的援助としての行刑（序説）」法政研究51巻1号（1984）35-96頁。またこうした理念の行刑場面での具体化として、刑事立法研究会編「改訂・刑事拘禁法要綱案」『21世紀の刑事施設　グローバル・スタンダードと市民参加』日本評論社（2003）260頁-356頁、更生保護場面での具体化としては、同研究会社会内処遇班編「更生保護基本法要綱試案」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第5号（2008）112頁-174頁

59　行刑の社会化については、赤池一将「刑務所完結主義と民営化」『刑務所民営化のゆくえ―日本版PFI刑務所をめぐって』現代人文社（2008）78 - 106頁

60　法務省法務総合研究所編『平成21年版犯罪白書―再犯防止施策の充実―』（2009）82頁

61　こうした更生保護の担い手と「開かれた更生保護」の詳細ついては、藤井剛「更生保護の担い手と関係機関のネットワーク」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社（2007）160頁-189頁

62　森下＝須々木・前掲注（3）212頁

63　フィンランドの犯罪学者Tapio Lappi-Seppäläは、欧米諸国をはじめとした各国の統計分析から、刑罰の厳格さ（拘禁率）の違いは、犯罪の性質によってではなく、その国の福祉給付の程度、所得の平等性や信頼関係、政治的・法的文化に強く関連するとしている。Tapio Lappi-Seppälä「拘禁刑（Imprisonment）の活用をめぐる国家間の差異を説明する」日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社（2009）128頁-182頁

64　2008年に実施された、犯罪被害実態（暗数）調査によれば、過去5年間・全犯罪被害（世帯犯罪被害：自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂。個人犯罪被害：強盗（未遂含む）、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、性的事件）の被害率は、32.3%であり、第1回調査（2000年）の41.2%、第2回調査（2004年）の37.4%から一貫して減少している。しかし一方で、同調査による治安に関する認識の経年変化については、「悪い」と答えた者が56.0%となり、第2回調査の61.0%から若干の減少をみるものの、未だ高い値を示している（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houso34.html）

65　民族学者の赤坂憲雄は、小学校のいじめを例に、差異の喪失状況（差異を意図的に排除した学校）における相互暴力を次のように指摘する。「差異の喪失状況。それゆえ、たえざる差異の逆転・置換という移ろいやすい状況を負わされた子供たちは、あらゆる役割関係を固定的に維持することができず、いわばたがいに分身として振る舞わざるをえない。いじめる＝いじめられる関係もその例外ではない。今日のいじめっ子は明日のいじめられっ子であるかもしれぬ、不安にみちた差異の喪失状況の中で、子供たちのだれもが相互暴力におびやかされ、翻弄されている。微細な差異をおびて学校という場を浮遊する、分身のようによく似た子供たちが、だれが標的に択ばれるのか、予測がつかぬイケニエ・ゲームの渦中に戦々兢々としつつ、ひたすらイケニエにはなるまいと精魂かたむけ立ちまわる姿が浮かぶ」赤坂憲雄『排除の現象学』ちくま学芸文庫（1995）59頁-60頁